

別紙 1

「『あぶくまロマンチック街道』沿線地域魅力発信強化事業」業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県相双地方振興局（以下「委託者」という。）が発注する標記業務の委託に関し、下記のとおり必要な事項を定めるものである。

記

1 業務の名称

「『あぶくまロマンチック街道』沿線地域魅力発信強化事業」業務

2 目的

東日本大震災・原子力災害による避難指示等の影響が残る、国道 399 号「あぶくまロマンチック街道」沿線地域の魅力を発信するテレビ番組を放送することにより、認知度向上・定着を図り、将来的な交流人口等の拡大及び地元製品の消費拡大に繋げる。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年 11 月 30 日（月）まで

4 業務内容

「あぶくまロマンチック街道」沿線地域の“魅力”を発信するテレビ番組の制作・放送

（1）制作等に関する要件

ア 企画

県が提示するテーマや素材に基づいて事業者が企画立案し、県と協議の上決定する。

イ 制作

当該企画に基づいて、事業者が取材対象者と事前打ち合わせ、取材、編集を実施する。

ウ 立会

取材、最終編集及び収録には、県は原則立ち会わない。

（2）放送等に関する要件

ア 放送日時に関する要件

次の要件を満たす 10 分枠程度の番組として放送する。

（ア）多くの視聴が期待できる時間帯とする。

（イ）幅広い年齢層の視聴が多い時間帯とする。

イ 放送期間

令和 8 年 7 月～令和年 8 月 11 月

ウ 放送回数

放送期間内に 3 回放送

エ 事後評価

番組放送後の視聴率や視聴者の反響、評判、効果等を把握するための事後評価の方法について、企画すること。

オ 納品

制作・放送したテレビ番組映像は、パソコンで再生できるファイル形式（MP4 等）

及び DVD 等の記録媒体により県に納品すること。

6 実施体制・業務主任等

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するため、本委託業務に関する企画、運営及び情報発信等に必要な実施体制及び人員を確保すること。
- (2) 受託者は、本委託業務全体に関して、主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、委託者との協議や打ち合わせ等に出席させるものとする。

7 委託料に含まれる経費

委託料には、本委託業務に係る一切の費用を含むものとする。ただし、委託業務の実施に係る委託者の旅費及び参加者の旅費並びに委託者が行う後方経費等は除くものとする。

8 提出書類等

受託者は、別途作成する委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（第1号様式）
 - ・事業実施計画書（様式任意）※スケジュール等を含む
 - ・その他委託者が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後速やかに提出するもの（成果品）
 - ・委託業務完了届（第2号様式）
 - ・委託業務実施報告書（第3号様式）
 - ・本仕様書に定める業務の履行が確認できる報告書（様式任意）
 - ・収支精算書（経費の執行状況がわかる資料）
 - ・その他委託者が業務の確認に必要と認める書類

9 留意事項

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、本委託業務の期間において、委託者との間で随時打合せを行うものとする。また、受託者は進捗状況等について、逐次、委託者に報告すること。
- (3) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理するものとする。
- (5) 本業務の遂行に当たり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合には、業務の一部を委託することができるものとする。

(7) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。